

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2023 年 10 月 1 日から施行します。

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、<u>I R しかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u>にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p>	<p>(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、<u>I R しかわ鉄道株式会社線</u>にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p>
<p>(中略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、<u>I R しかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</u>にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、<u>I R しかわ鉄道株式会社線</u>にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(中略)</p>

(小児割引普通旅客運賃)

第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(中略)

(団体旅客運賃)

第 63 条 第29条の規定によつて団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによつて普通旅客運賃の割引を行う。

(中略)

(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間(普通旅客運賃の1計算区間)が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。

会津鉄道株式会社線

野岩鉄道株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

J R 西日本宮島フェリー株式会社航路

(中略)

(団体旅客運賃の計算方)

第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げ

(小児割引普通旅客運賃)

第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(中略)

(団体旅客運賃)

第 63 条 第29条の規定によつて団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによつて普通旅客運賃の割引を行う。

(中略)

(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間(普通旅客運賃の1計算区間)が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。

会津鉄道株式会社線

野岩鉄道株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

(中略)

(団体旅客運賃の計算方)

第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げ

た額（IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR西日本宮島フ
エリー株式会社航路にあつては端数整理した額）に、それ
ぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

（以下略）

た額（IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては端数整理し
た額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これ
を合算する。

（以下略）